

令和元年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 2 回 定 例 会 (第 4 号)

招集年月日	令和元年 6月 4日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	令和元年 6月12日 午前 9時30分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	令和元年 6月12日 午前 11時15分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	福 島 教 次 郎	○
	副議長 (7)	岩 根 和 博	○	6	藤 原 修 治	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	籾 根 正 一	○
	4	原 克 美	○	11	佐 竹 一 夫	○

会議録署名員	4番	原 克 美	5番	福島教次郎
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	旭 林 修 範
	副 町 長	岸 本 建 夫	健康福祉課長	松 嶋 由 香 里
	教 育 長	田 邊 哲 也	産業振興課長	永 妻 孝 司
	総務課長	木 川 士 朗	山くじらブランド推進課長	安 田 亮
	企画推進課長	石 田 圭 司	建設課長	添 谷 正 夫
	美郷くらし推進課長	高 橋 武 司	大和事務所長	大 畠 修 二
	会計課長	井 上 陽 生	教育課長	漆 谷 千 鳥
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 漆 谷 和 彦 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和元年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第4号)

令和元年6月12日(水) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問
3	委員会審査報告及び質疑
4	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第41号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 【予算案】 議案第42号 令和元年度美郷町一般会計補正予算(第1号) 議案第43号 令和元年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第44号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第45号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議案第46号 令和元年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号) 議案第47号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 【一般事件案】 議案第48号 財産の取得について
5	委員会の継続審査調査付託

●西嶋議長

おはようございます全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、原議員5番、福島議員を指名いたします。日程第2、一般質問を行います。

通告7までの一般質問は昨日終了しておりますので、本日通告8、通告9を行います。

最初に通告8、6番・藤原議員。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

改めましておはようございます。6番藤原でございます。私の方からは、2点ばかり質問をさせていただきたいと思っております。まず第1点目は、令和の農政についてということであり、平成から令和へと時代が大きく変わりました。この時代の過渡期に、美郷町、邑智郡、島根県と次々と新たな政治のリーダーが誕生し、これからの、もろもろの施策に注目が集まります。農業振興につきましては、町長は今年度の施政方針の中で、新たな農業の専門知識者の配置と薬草栽培の振興を述べられました。美郷町にとって農業は、地域を守るという大きな役割を担ってきた産業であり、今後の農業施策が地域の存亡に大きく関わってまいります。平成時代の町の農業施策を振り返り、成果や反省点を評価しながら、令和の農業を展開していかなければならないと思っております。平成施策のリースハウス、農業サポート法人、集落営農組織、薬草栽培等の現状と課題、今後の展開をどう考えておられるかお伺いをしたいと思います。2点目は美郷町の景観づくりについてということであり、この度、美郷町の歴史ある風情や江の川や三瓶山を望む美しい景観を後世に残していくために、景観計画の策定が予定されております。美郷町という町名にふさわしい美しい景観を維持し、後世に承継していくための重要な計画であり、早期の景観条例の制定に向け、取り組んでいくべきと思っております。計画の策定にあたり、以下の事項について景観を守るべき基準と維持に対する考え方をお伺いしたいと思います。1点目は太陽光や風力発電等の再生エネルギー施設と景観について、2点目は管理が行き届かない旧三江線関連施設と景観について、3点目は耕作放棄地や放置森林などと景観について、以上2つの項目についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

●西嶋議長

町長。

●町長

皆様おはようございます。ただ今の藤原議員、令和の農政についてのご質問にお答えいたします。まず、リースハウスにつきましては、平成30年度をもちまして、当事業が終了い

たしました。既に平成28年度から栽培を開始した法人もございいますが、本年から本格的に栽培が始まる経営体もあり、規模に見合う生産までには少し経過を見守っていく必要がございします。平成28年度から栽培を始めましたハウスは、計画の倍近い収穫量、販売額の実績も出てきており、全体におきましても計画を上回る数字が期待できます。また、県の農業技術センターによる新技術の導入試験を本年実施しており、更なる収穫量の拡大を期待しております。反面、労働力の確保が十分でない点も見受けられ、今後の課題となっているところでございします。農業サポート法人につきましても、2回目の決算を終えました。借り受けました農地は10ヘクタール余りとなり、当初取り込みを考えていた耕作放棄地の解消が図られております。経営的などころでは、平成30年度は60万円ほどの赤字決算となり累積の損失が250万円となりました。当初の計画上では520万円の累積損失としておりましたので、計画よりは赤字幅が少なくなっているという状況でございします。借り受けます農地は本年度以降も増額していく傾向でございします。また、受託事業もニーズが高まると予測しておりまして、労働力の確保がこちら最大課題であると考えております。続きまして集落営農になりますが、本年度1組合の設立が計画されておりまして、合計で20組織の集落営農組合が設立されることになる予定です。高齢化がさらに進む中で、不耕作農地の増加も懸念され、集落営農組織の役割は、今後更に大きくなっていくと思っております。薬草栽培についてですが、平成24年度から、シャクヤクやドクダミなど栽培方法の研究や販路の確保などの取り組みを行ってまいりました。シャクヤクにつきましても、これまでに約40の団体に2万3800本の苗を配布し、現在、1ヘクタールでシャクヤクの栽培を行っております。本年度は2万本の苗の無償配布により、約1ヘクタールの作付けを行う予定です。これによりまして、本年度末でシャクヤクの作付面積は合計で2ヘクタールになる見込みです。今後シャクヤクの作付面積を毎年1ヘクタール程度増やし、目標としております10ヘクタールの栽培に向けまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。また、シャクヤクの出荷につきましてもは今後徐々に増えてまいりますので、出荷体制の確立をしていくとともに、出荷先の確保を行ってまいります。今後の展開についてですが、今年7月から農業の専門知識を持つ営農指導員を配置しまして、農家の生産性の向上や集落営農組織、認定農家、新規就農者に対する支援を行ってまいります。また全国的にドローンを活用した農作業の労力削減が進んできており、当町におきましても、ドローン利活用協議会を設立したところでございしますが、早急に農業におけるドローン活用の仕組みづくりも進めてまいりたいと思っております。農業における労働力の不足の課題につきましてもは、都市部からの受け入れや、外国人労働などさまざまな角度から検討してまいりたいと思っております。リースハウスにつきましてもは、今後の規模拡大の要望や新規作物の導入なども検討しながら、今後の取り組みについて考えていきたいと思っております。農業サポート法人につきましてもは、労働力の確保など営農体制の確立や受託事業の拡大を図り、経営の維持発展に向けて努力してまいりたいと思っております。集落営農につきましてもは担い手が減少し続けており、将来の組合維持が危惧されることも考えられます。現在5つの組織が法人化されておりますが、任意の

組合におきましても、法人化への移行による農業経営の確立も重要になってくると考えておりますので、その取り組みに対しても支援してまいりたいと思います。薬草につきましては、シャクヤク等の薬用作物の面積拡大とともに、一部の加工を町内で手掛けることができないか、関係者に相談しているところです。それにより、生産者の安定した収入の確保を図ってまいりたいと考えております。

●西嶋議長

藤原議員

●藤原議員

お答えありがとうございました。冒頭申し上げましたように、時代が大きく変わって、令和の時代になったわけでありまして、令和の農政についてということで、質問をさせていただきました。まずリースハウスについてでありますけど、ああやって平成時代最後の大きな農業施策だったやに思います。6億5000万という非常に大きなお金を投入すると言いながらもですね、補助金が半額、国庫補助が半額ありましたんで、その残をまた過疎債で借りる、起債を起こすということでありまして。過疎債7割の補填、交付税措置がありますので、実質3割という中で、ざっくりとして15%程度の負担金で事業がなるということでありまして、そこへもってきて、リース料が入る、そしてまたそのリース料に対してですね、県の方から助成金があるということで、7000万ぐらいじゃなかったですかいね。お金が入ってくるということでございます。1億2000万相当の負担金に対して7000万ですから、実質5000万だったやに思います。そうすると、6億5000万円事業に対して5000万相当の実質負担で、この事業がなったということでありまして。土木建築業に対してもですね、非常に土地造成、ハウスの建設等で経済効果もあったということでありまして。町長、言っとられますように、お金はなくてもですね、知恵を出して行政運営を図るという中で、本当にいい知恵を出して取り組まれたということで、いい例ではなからうかと思っております。そういったリースハウスが、今年の3月末をもって完了したということでありまして、少しお伺い、おさらいをしてみたいと思っておりますけど、このリースハウス事業はですね、リース期間は何年ですか。また、リース金額は幾らですか。またそのリース期間が終了した後ですね、12年後だったやに思いますが、この後は、この施設等はどうなるわけでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

先ほどのリースハウスの、これまでのとこの取り組みのおさらいということでございますけれども、リース期間についてでございますが、これは過疎債の償還年数でございます12年をリース期間としてございまして、リースの使用料につきましては、ハウスの建設費の10%をリース費用として、今いただいております。リース完了後ですけれども、リース完了後は、今リース契約の方では基準に従って評価した残存、見込み残存価格にて、乙に譲渡

するという表現になってございますので、ハウスが、耐用年数が10年、設備に関しては7年になろうかと思っておりますので、実質は無償での譲渡というようなことになろうかと思っております。以上でございます。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

過疎の関係で12年のリース期間ということ、それから費用の10%相当額がリース代金である、あるいは残存価格があればという話ですけど、法定耐用年数を過ぎたものは、無償譲渡ということやに思います。同じ農業の施策の中で、集落営農組織があります。これらに対しましても一応町が無償譲渡、無償で貸し与え、残存価格が無くなった後は譲渡するという形で、同じような仕組みやに思いますけど、この事業の中で個人でやられる方、あるいは地域の法人でやられる方、あるいは戸谷のようにですね、外部から来られて参入される企業、色々あります。地域に根付いておられる方はいいんですけど、外部から来られる方、法人組織がかなりの面積を占めておるわけでありまして、土地ですね、その上のもの物件等はですね、残存価格云々ということであるわけでありまして、土地についての扱いはですね、どのようにお考えですか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

土地の扱いでございますけれども、これについては、今リース契約の中では明確なことは書いてございませんので、その時点での協議によって、どういう形でその土地の扱いをしていくのかというのは、今後決めていきたいというふうに考えてございます。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

契約の中でまだ明確に決めてないというお答えでしたけど、この6億5000万の事業費、当然、土地造成費、ハウス建設、機械器具の購入が入ってますけど、この土地については多分町が購入したやに思います。造成した部分ですね。この金額というのは6億5000万の中に含まれておるわけですか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

先ほどのお答えにご質問させていただきます。土地代の方も入ってございます。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

土地代の中に入っておる。6億5000万の中入っておるということですね。はい、了解しました。それでですね、地域でおられる方々はですね、多分地域の方々の土地を提供して、その上に上物を建てて機械を装備すると。まあ集落営農なんかもそうですね。このリースハウスについてもですね、4つの団地がありますね。栢谷、村之郷1、2あるいは比敷ということですけど、たぶん、村之郷2ですか、それと比敷についてはですね、個人の土地を出されて、その上に建たれたんじゃないかと思います。ところが栢谷とか村之郷1についてはですね、役場が土地を購入して造成したものだということになろうかと思います。それで、それをどう扱うか、まだ決めてられてないということでもありますけど、例えばですね、若者定住住宅というのがありますね。20年間住んでいただければ上物の建物は差上げます。無償譲渡に応じますよということですね。それから、もう5年住んでいただいて、25年ですね。もう5年住んでいただければ、土地も無償譲渡しますよということになるとるやに思います。それでこのリースハウスについてもですね、その上物については、多分リース期間12年後には、耐用年数がなくなるから無償譲渡ということになろうかと思いますが、下の土地についてはですね、これはやっぱり慎重に考えるべきではなからうかと思います。やはり企業というのはですね、例えば収益が上がらなければね、簡単に撤退してしまうと思うんですね。かつて町に誘致した色んな企業があったやに思いますけど、経営が行き詰まれば撤退するというところであります。昨日新聞に出ておりましたね。ユートピアに入られたある食堂を経営しておった方々が、昨日、簡単にユートピアの食堂部門が行き詰まったから撤退しちゃった。昨日の新聞で逮捕されておりましたけど、ある事件ですけど、どういうことになるか、世の中分かりませんので、その辺のところはですね、しっかりとですね、これから検討していただいてですね、土地については無償譲渡に応じるにしてもですね、ある程度12年から先、また5年間見極めるとか、もう10年間見極めさしていただくとか、撤退するにしても、色んな条件をつけていただくとか、そういったことも、やっぱり必要ではなからうかと思えますので、検討していただきたいと思えます。それで令和の新しい時代に入りました。美郷町の農業というもんですね。やはり私も水田やっておりますけども、獣害で本当に困っております。だから規模も縮小していったというところではなからうかと思えますけど、そういった中で、こういった施設園芸につきましてはですね、獣害の心配がほとんどないと思えます。イノシシ、サル、あるいはシカ、ヌートリアとか色々あろうかと思えますけど、この令和の農政、やはりこの施設園芸の方へですね、専業農家を育てるにおいては、もう水田農業というのはね、やはりこういった中山間地域では、効率から考えてですね、昨日も色々な話の中で、草刈りが大変であるとか色々出てきましたけど、やはり施設園芸の方へかじを切っていかなければならないと思っております。そういった中で、以前の私の質問でも同じようなこと言いましたけど、次なるリースハウス事業、ネクストリースハウス、ポストリースハウスですね。ここら辺りもやはり、令和の時代嘉戸町長考えていただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●嘉戸町長

大変建設的なご意見ありがとうございます。おっしゃるようになりますね、このリース事業は、トマトを中心に行われたところなんですけども、今までのところは成功だというふうな総括をさしていただいております。今後、トマトに限らず他の作物も含めましてですね、考えるというところはおっしゃるとおりだと思いますので、色んな可能性を含めてですね、検討していったら、やはりおっしゃられたような獣害被害が少ないとかですね、あるいは負荷が少ない、あるいは高収益が見込める、あるいは中山間地であっても平野部に対してあまりハンデを負わないというような様々な観点から、今後のリースハウス事業の成功を礎にして、次の発展に結びつけられるような構想がありましたらですね、ぜひ前向きには取り組んでまいりたいというふうに思います。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

力強いお答えをいただきまして、ありがとうございました。このハウス事業ですね、やはりこうやって榎谷地域、外部からの企業参入ということでもありますけど、ちょっと私この間行政視察をした折にですね、ハウスで3棟ぐらいがJA扱いだと、残りは自己ルートで、自分のルートでやっておられるということでもあります。ここ26棟あるわけでもありますけど、全部が全部ですね、JA扱いというようなことにならなくてもですね、せめて2割3割はですね、地域の経済に関わっていただくような仕組みづくりも指導していただきたいと思います。ちなみに、他の団地はですね、全てJAさんに出しておられるやに思いますんで、その辺のところですね、やっぱり理解をいただいて、取り組んでいただきたいと思います。それで今答弁の中で、労働力の確保が十分でない点も見受けられるということでもあります。昨日もバリ島との交流の中で、労働力のことがありましたけど、2つの企業体、4人、4人、8人という確か、山本議員の質問に対してだったやに思いますけど、この2つの企業体に、このリースハウスの事業体が該当するわけでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

失礼いたします。外国人の昨日の質問でありました、その4名が対象になるのかということでございますけれども、榎谷の地域について、大きな26棟というハウスございまして、その経営体におきましては、そういった外国人の方もご希望されているというお話を聞いております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

了解しました。栢谷団地について、そういう意向があるということやに思いますけど、この間の行政視察の中で、地元雇用というのがですね、100%でなかったと。低いという訳でもないんだけど、ちょっと、もうちょっと地元の方々がですね、せっかくの雇用の場で、勤めてほしかったなという思いと、地元のJAさん辺りですね、もっともっとしっかりしてほしいなという思いがあったわけでありまして、そこへもってきて、外国人労働者の方のお世話をさしていただくということになるかと思えますけど、昨日の町長の話の中でも、やっぱり地域を絞ってですね、信頼できるところから労働者の方に来ていただくということはやっぱり非常にいいことだと思います。ただ問題なのは、昨日あったように住居であるとか、私は食のことも宗教的なこともあろうかと思えます。それとか、イスラムではありませんので、ラマダンですか、そういったのはないと思うんですけど、そういった宗教的な行事のこととか、一番懸念するのはですね、移動手段ですね。車の免許ですね。このことをですね、しっかりお世話をしてあげないと、誰かがいつもついておるわけにもいきませんので、向こうでライセンスを取っていただいて、こっちで国際ライセンスに切り替えいただくとか、色んなやり方があると思えますけど、この辺のところをですね、しっかりと指導して、サポートしてあげなければいけないと思っています。それで、続きましてですね、ファームサポート美郷ですね。ファームサポート法人のことについてですけど、私この間、決算書をいただきました。それ見ますとですね、さっきの町長答弁のありましたようにですね、赤字が60万ほどであって、累積損失が250万であったということ。当初の計画では520万であったのが半分程度のところで納まっておるということで、大変結構なことだと思うんですけど、この要因は何であったと分析されておりますか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

サポート経営体の事業報告についてでございますけれども、詳しくは例年、昨年9月に報告をさせていただいておりますので、今年度も9月の定例会で、詳しくはご報告をさせていただき予定でございますけれども、大まかなところで申し上げますと、この250万円ばかりの計画からの改善というのは補助金、流動化、利用権設定をしたときに入るものの流動化の補助金ですとか、生産物の売り上げの減少に伴って、職員の人件費ですね、人件費が当初見込んでいたものよりも少なくなっているというところが、大きな要因になっているかというふうに思っています。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

はい、了解しました。決算書を見せていただくとですね、そういったところも若干読み取れるわけでありまして、今言われたようにですね、利用権設定の補助金あるいは職員の方

がですね、欠員があった関係で、少しで済んだとか、色んなことでありますけど、本業のですね、本業といいましょうか、農産物の売り上げであるとか、あるいは作業受託であるとか、あるいはそういったことが要因でなくてですね、単なる中山間の補助金であるとか、産地交付金であるとかシャクヤク等ですね、あるいは利用権設定ということでもありますけど、利用権設定等はもう一度限りですんで、かなり利用権設定で面積が膨らんで頭でっかちになったんですけど、まだよちよち歩きということの中で、こういう結果になるわけでもありますけど、利用権設定で引き受けた以上ですね、やはり責任が着いて回りますんで、ちゃんとした人員配置ですね、これをしていかないと、引き受けた責任というものがあります。それをはたしていく上においてはですね、やっぱりお答えの中でもありましたように、労働力の確保が最大の課題であるということでもありますけど、その中で労働力の不足の課題については、都市部からの受け入れや外人労働など色々な角度から検討してまいりたいと、このように町長先ほど述べられておりますけど、リースハウスについては外国人労働ということで、今お聞きしたやに思いますけど、サポート経営体ですね、サポート法人ですね。これについては、どのようなことを労働力不足に対してはですね、どのような解消を検討されてますか。解消策。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

先ほどご質問ございました労働力の確保というところは非常に今、苦戦してございますけれども、現在、地域おこし協力隊の募集を3名行ってございます。ホームページの方に掲載したり、今募集を行っているところでございますけれども、まだ問い合わせ等が入っていないところがありますので、引き続き協力隊を中心に、今募集の方、今考えてございます。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

はい、了解しました。都市部から受け入れという表現もありましたんで、これは協力隊のことを指すだなという思いはありましたけど、今確認させていただきました。それで募集はしているんですけど、応募がないということです。協力隊につきましてはですね、全額国費で賄えるということで、大変この制度を使わない手はないと思っております。ただは来ていただいてですね、3年間の期間が済んだときに、彼らが定住するようにですね、やはり、やっていかなければならないと思っております。そういった中で、しっかりとですね、色んな資格を取っていただくことが大切だと思います。当然、チェーンソーとか刈払い機とかそういった講習を受けての資格、あるいはですね、重機であるとか、フォークリフトであるとか、あるいはですね、農業簿記であるとか、あるいはパソコンでね、エクセル、ワード等々ですね。ありとあらゆる講習に行ってくださいですね、こういった所詮という言い方いかんです、ほとんど100パーセント国費で来ていただける方ですから、彼らに定住していただく

ことを望む以上ですね、農業に縛られずにですね、他の分野、林業関係であるとか、あるいは土木建築業であるとか、そういった部門にもですね、勤めやすいように、しっかりとですね、この3年間の期間で資格を取っていただくと。そのような指導をして行くべきだと思いますけどいかがでしょうか。

●西嶋議長

副町長。

●岸本副町長

藤原議員さんおっしゃる通りでございまして、協力隊と労働力の確保という分ばかりじゃなくてですね、やはり協力隊として来ていただいた以上は、サポート経営体が責任を持って、やっぱり育成をするというところが一番大事だと思います。将来のやっぱり担い手の確保とかですね、それで3年間おれば新規就農としてのまた次の手を打っていかにかいけんというところの中で、何とか3年間でいろんな技術を学んでいただいて、それを今度将来的に活かしていただく。これが1つのやっぱり協力隊に来ていただいて、将来に繋げるという一つの策だと思っています。ですから、労働力労働力という分ばかりでなくて、やはり来ていただいた以上は、やっぱり将来的に美郷の農業なり、先ほどおっしゃいました1つの産業に入っていただくとかですね、そういうものを考えていろんな研修をして、資格を身につけていただいて、将来はやっぱり美郷町の担い手としてですね、やっていただけるような方を育てなければならぬと考えています。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

はい、お答えいただきました。ありがとうございます。そのような方向性が、私もいいんじゃないかと思っております。それで、このファームサポートの決算書を見た中でですね、大きな収益部門になっておるものがあります。助成金の他にですね、作業受託ですね。作業受託、当初の発足の時にも説明を受けておりますけど、JAさんの育苗であるとか、あるいは田んぼとかの受託作業等々、またライスセンターの受託であるとか、色々あるわけでありまして、将来的にはですね、育苗部門をこのサポート経営体がやっていくんだという説明を受けて我々は了解したやに思いますが、この育苗部門やるに付けてですね、現在、沢谷地域あるいは都賀西にありますけど、かなり老朽化しておるやに思います。そういった意味で、昨年度、JAさん保冷库回収されましたけど、こういったですね、部門についてもですね、更新時期が来ている、更新を計画すべきではないか。また、ライスセンターですね、邑智地区に望んでおられるやに思いますが、そういったこと、令和の施策としてですね、積極的に検討していかなければならないことではなからうかと思っておりますけど、いかがお考えでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

育苗施設の更新ということでございますけれども、邑智の育苗施設については平成9年、大和の育苗施設につきましては、平成12年の建設となっております。中の老朽化という声も聞いてございます。更新に当たってはですね、公共施設管理計画というのがございますので、その中でどういった更新の仕方をしていくのかということ、検討して行かなければいけないというふうに思っておりますので、その中で検討させていただきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

公共施設管理計画の中で検討していきたいということでもありますが、サポート経営体の育成という意味、あるいはJAさんの育成等々考慮するとですね、令和の施策の中で、優先的な順位ですね、位置づけていただいて執行すべきではなかろうかと、私はこのように思いますので、ちょっと意見を申し上げさせていただきました。それで、サポート経営体のことまで話がきましたけど、集落営農組織ですね、現在、今年度20の組織ができるというふうにお答えをいただきました。法人化への移行ということを積極的に支援していきたいということでもあります。現在5つの法人化がなるとということでもありますけど、この法人化のですね、メリットは一带何なんですか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

法人化のメリットということでございますけれども、一般的に言われておることでございますけれども、経営管理能力の向上ですとか、対外的な信用力の向上ですとか、あと人材の確保による経営の多角化ができるといったこと、それから経営継承とかの円滑化が図れる経営上のメリットがあるということと、あと税制面でのメリットがあるといったことが通常の法人化のメリットかなと思います。あと利用権設定とか法人でできるということもひとつあるかなというふうに思います。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

色々メリットお聞きいたしましたけど、私の地域もあります。もうかなり高齢化が進んできましてですね。引き受けれる区域をだんだんだんだんちょっと狭めていくような傾向にもあります。そういった中でですね、単一の集落営農法人ではですね、守れないという自体が起こっているやに思います。ということになるとですね、例えば私沢谷ですけど、石原の法人、九日市の法人、酒谷の法人、そういった法人同士がですね、やっぱり連携を組んで補完していくとか、そういった動きあるいはサポート経営体ですね、これにまた支援をお願い

するとか、そういったことがですね、必ず必要になって来る時代がやってくるやに思います。その辺ところの意思統一といいたいまいしょうか、すり合わせといいたいまいしょうか。そういったことは、どのような考えでおられますか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

集落営農組織の経営でのことをございますけれども、議員おっしゃられるように今後高齢化というのがますます進んできまして、2025年には、2025年で高齢化率が確かピーク迎えるかと思うんですけれども、集落営農組織においても同じ状況であるというふうに思っています。集落営農の実態については今現状把握しておりませんが、集落営農の協議会というのがございますので、その中で実態調査を行ったり、どういった課題があるのかといったことを整理しながら、今後の方向について検討させていただきたいというふうに考えております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

ぜひとも実態調査していただいでですね、令和の農政の中で、かなりの問題になることだと思いますんで、会員、平均年齢が上がっておるやに思いますんで、ぜひとも調査をしていただきたいと思います。それで、よく言われるのがですね、機械器具を町から無償で借りたのはいいけど、耐用年数が来ちゃった、さあ更新が来ました。ところがですね、減価償却部分が内部留保していないというようなことの中で、機械更新がですね、ままならないという法人がほとんどではなかろうと思います。町の方の更新の補助金はありますけど、とてもそんなんでは間に合わないということでもあります。この原因はですね、やはり法人の方々がですね、経営的に非常に意識が低かった。例えば簿記の3級程度の知識でもあればですね、当然こういったことはですね、分かりきったことなんですけど、そういった経営的な勉強会でですね、そういったものも、今後必要になっていくやに思いますんで、協議会が発足した、あるというようなことを言われてましたけど、その都度ですね、農業技術の研修はもちろんでありますけど、こういった集落営農の存続に向けての勉強会、特に経営面、そういったものもしっかりとお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

経営の面の支援ということをございますけれども、先ほどの町長答弁の中にありましたように、7月から農業の指導員の専門的な知識を持つ指導員を配置するというにことにございます。その職員にも集落営農組織に対しての法人化に移行する団体については、そういった支援もできるかなというふうに思っていますので、そういった面で活用をして

いきたいというふうに考えております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

了解しました。それで薬草栽培のことについて、ちょっと触れたいと思いますけど、昨日、私ちょっとびっくりしたんですけど、薬草の産地交付金ですね、1反辺り3万円プラス1万円で、4万あるというふうに聞きました。それがですね、1度もらうと5年間はもらい続けられるというようなことだったやに思いますけど、ちょっと確認します。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

産地交付金についてでございますが、これは昨年度までは国の方が1万、それから町の方が単独で5000円の1万5000円ございましたけれども、31年度から国の方が1万円、それと町の方が3万円、合わせて4万円のシャクヤクそれからカワラケツメイ、ドクダミを水田で栽培される場合に限りですけど、交付をすると、毎年交付するというようにしてあります。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

シャクヤクについては5年ぐらいだと思いますけど、ドクダミについてはですね、これ1年ではなかなか無理だと思います。うっぺいしてですね、かなりの雑草が排除されて、初めて刈り取りしてということになるかと思いますが、これはですね、生産者の人が、今年刈りません。来年刈りますということで、例えば3年先によく収穫に結びつけたというような場合、これ3年間、補助金はあるわけですか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

産地交付金についてでございますが、今のドクダミということでございますか。

(ドクダミですとの声)

●永妻産業振興課長

ドクダミの場合も毎年作っていただければ、産地交付金の方は交付するということになるかと思いますが。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

了解しました。それで、シャクヤクについてはですね、ちゃんと生産体制の幼苗部門とい

いでしょうか、苗木をある地域でしっかり養生して作っておられますけど、このドクダミについてですね、やはり私も経験してますけど、セルトレイに根っこを入れてですね、ポット苗にして植えていくというのが一番だと思いますし、私、視察に行つてそのような工期を見ておるわけですが、この生産体制の育苗については、もう個人に任されておるわけですか。シャクヤクのようなシステムはとられないわけですか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

ドクダミについてですけれども、これはちょっと今栽培の方が、作成された方がございますけれども、なかなか上手くいってないということでございまして、現状ではちょっとドクダミの方は今出荷ということはないので、産地交付金を受けておられる方はいらっしやらないかなというふうに思うんですが、あくまでも産地交付金は出荷ということが前提になってまいりますので、シャクヤクであれば生産者組合との契約を基に産地交付金を交付することになります。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

今日、農政会議の方来ておられますけど、中にはドクダミを栽培されておられる方もおられます、私知っております。規模拡大という意味においてはですね、なかなかその幼苗を作るのが難しいわけでありまして、ぜひともですね、シャクヤクのような栽培システムを確立すればですね、かなりの面積が広がるんじゃないかと思ひます。ましてやですね、昨年の産業課長の答弁では、お茶にすればですね、これはもう50倍ぐらいの値段に変わると言われました。ここの中でもですね、加工という言葉があったやに思ひます。一部の加工を町内で手がけることができないか、関係者に相談しているところですよということ、これ多分ドクダミ茶のことを指しておるやに思ひますけど、ちょっと確認したいと思ひます。

●西嶋議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

一部の加工ということでございますけれども、これはドクダミということではございません。こちらの方で想定しておるのは、シャクヤクの方の一部の加工でございます。今、シャクヤクというのは根を掘つて出荷をするという形をとっておりますけれども、それを今度は皮を剥いで生薬にしたり、入湯のものに使つたりとか、化粧品に使つたりとかいうような用途になるわけですが、その皮を剥ぐといった作業が、町内ですることが出荷量も増えてまいりますので、そういったことが町内ですることができれば、町内での一つの経済効果も生まれてくるということで、そういったことも今検討しているところでございます。

●西嶋議長

藤原議員もう一問あります。大丈夫ですか。

●藤原議員

大丈夫です。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

最後にしたいと思います。ぜひともですね、ドクダミの加工の付加価値がかなりつくということ、これしっかり研究していただいでですね、前課長かなりこの点についてですね、いいアイデア、構想持っておられたやに思いますんで、また色々相談していただいでですね、こういったシャクヤクの加工もですけど、ドクダミの加工についても検討していただければと思います。1問目を終わります。

●西嶋議長

町長。

●嘉戸町長

それでは時間もありませんので、少し早口でお話させていただきます。藤原議員の美郷町の景観づくりにつきましてのご質問にお答えいたします。平成16年に制定されました景観法は我が国の良好な景観形成を促進することを目的としております。この景観法は、管理が行き届かない悪い景観を規制することを目的としているわけではなく、自治体として後世に継承すべき良好な景観を保全していくことを目的としております。美郷町も後世に継承すべき良好な景観を保全していくためには、町独自の緩やかな規制誘導が必要であり、それを行うためには景観法に基づく景観行政団体となり、景観条例及び景観計画を策定する必要があるため、島根県とも協議をいたしまして、平成30年9月1日に島根県では、10番目となる景観行政団体となり、景観条例、景観計画の策定に取りかかったところがございます。景観計画の策定に当たりましては、景観法で3つ景観計画区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針という3つの必須事項を定めることとされております。町の景観特性を尊重しました景観計画とするためには、他の景観行政団体と同様に、景観計画区域を、町全体として、その中で特に重点的に景観形成を図る地区として重点地区を指定したり、景観重要建造物、景観重要樹木を指定する必要があります。しかしながら、これらの指定を行うためにはどこからのどのような景観を守るべきか。あるいは見せたいものを見せるにはどんな景観がよいのか。などを考慮した上で、町の独自判断ではなく、広く町民の皆様からの要望やご意見を、地元住民の方々、建造物、樹木であれば所有者、管理者の方々との丁寧な話し合いを行い、全員の同意を得た上で、重点地区の指定をすることとなります。これらのことを踏まえましてご質問の3点につきましてお答えいたします。まず、景観の維持についてでございますが、ご質問の3点を含めまして維持につきましては管理者の責任において適切な管理の元に景観に配慮

しているかということが大前提になりまして、これを随時把握し、景観への配慮がなされていないと判断した場合には、管理者に対しまして、適切な指導を行う必要があると考えております。次に景観を守るべき基準につきましてお話しします。1つ目は太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの施設についてです。これらの施設につきましては景観計画では、施設の設置そのものに対して中止を求めるということはできません。一方高さ、色彩、規模などについて変更を求めたり、景観を損ねないように指導するということが可能でございます。再生エネルギー施設の設置につきましては重要課題として検討すべきこととしており、他の自治体の計画等も参考にしながら、基準を定めるべきものと考えております。2つ目の、旧三江線施設につきましては、旧三江線施設全体を後世に残すべき良好な景観とするのか、または1部の例えば駅舎等の地域施設のみとするのか、ここにつきましては町民の皆様の幅広い意見を伺いながら、所有者であるJR西日本と協議をする必要があると思えます。3つ目の耕作放棄地や放置森林につきましては、農地、森林の管理につきましてはさまざまな法律を元に許可、届け出が行われています。景観計画が策定された後も基本的にはこれらの上位法によって維持管理されていくものと考えております。景観計画の策定は、美郷町の美しい景観を保全していくために重要な計画と位置づけております。一方で、景観は見る人の主観によっても、良し悪しが判断されます。また良好な景観を恒久的に定義することは難しく、時代の流れとともに、その価値観も変化していくものでもございますので、計画そのものもこれらの変化に合わせ柔軟に多様化していくものと考えております。これから策定いたします計画につきましても、これらの価値観や時代の変化を十分に考慮した上で、緩やかな規制誘導をしていけるように、柔軟な計画にしたいと考えております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

ありがとうございました。今日、傍聴者のことに配慮しましてかなり1問目で、時間をロスしてしましまして、もうないわけでありまして、まず第一にですね、この間行政視察の時に江の川の向こうにですね、太陽光パネルがばあっとあった場所がありました。去年の水害ですね、被害があつて操業をやめられたのかなと思っておりましたけど、また始められたやに聞いております。非常にですね、あそこは江の川の眺めもいいですし、向こうへですね、三瓶山が見えましてですね、非常眺望のええところなんですけど、ちょっといかがなものかなという思いがあつて、そういった中で、こういった景観計画の作成ということが出てきたわけでありまして。それで先ほどですね、行政団体という言葉が出ました。これ例えば江の川の景観維持につきましてはですね、例えば三次から邑南町、大和地域、邑智、川本町、桜江、江津、と続いていくわけなんですけど、やはり、一帯となつてですね、景観づくりはやっていけない、と1つの町村だけがですね、例えば、その太陽光パネルの云々についてもですね、思いがあつてもうまくいきませんので、他町と連携する必要があるかと思っておりますけど、その辺ところの考えはいかがお考えでしょうか。また川本町、隣ですね、景観行政団体でしょ

うか。

●西嶋議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

先ほどいただきました江の川沿線沿いの景観というものを、沿線の6市町というところで協調して取り組むべきではないかというご指摘でございますけども、これにつきましては、やはり江の川というのはやはり景観、それが景観だけで観光という要素にもたぶん繋がってくる、そういった風光明媚なものであろうというふうに思いますし、守っていくべき風景であろうというふうに考えておりますので、その各市町においてこういった形で、そういった江の川の沿線の風景を景観として守っていくべきかというところはまだ調査しておりませんが、そういった形での取り組みを声かけすることは、必要であろうというふうに認識をしております。それから、川本町の方の景観行政団体というところですが、すいません。正確なものを把握しておりませんが、まだ景観行政団体にはなっていないというふうに認識をしております。以上でございます。

●西嶋議長

藤原議員。もう終わっておりますが、一問ほど。

●藤原議員

迷惑をかけるようですんでもう結構です。これでやめたいと思いますけど、またこのことについては取り上げたいと思います。いずれにしてもですね、美郷町という町名、美しき郷であります。その名に恥じないような計画をつくっていただいて行政運営を進めていただきたいと思っております。以上で終わりたいと思います。

●西嶋議長

藤原議員の質問が終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時 31分)

(再開 午前 10時 45分)

●西嶋議長

会議を再開します。

続きまして通告9、4番・原議員。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

本6月議会一般質問最後になりました。もうしばらくおつき合いをいただければというふうに思っております。私は、本日1件の質問を提出をさせていただいております。公平で

安全な町道の整備計画についてということでございます。町道の整備は、風水害や地震等による災害被害における人的被害のリスクの低減をすることにつながると考えています。これは安全、安心の効果となります。また、道路の拡幅や線形改良等は、停滞の低減や利便性、快適性が向上することとなり、生活の質の向上効果繋がっていると考えています。そして、移動時間の短縮や輸送コストの縮減化から図れば、これは経済活動を促進する生産性向上効果も生まれて参ります。いずれにいたしましても、こういった道路整備は本町の発展のために大きなメリットになると思います。町道等の道路整備の要望が多いことは認識をしております。厳しい財政状況の中で、優先順位を持って積極的に整備されていることにつきましては、敬意を表すところでございます。それを踏まえまして、2点お聞きをいたします。まず、町道等の整備計画がどのようになっているのか、お聞きをいたします。またその整備計画はどのような基準により、優先順位を決めておられるのか、お聞きをいたします。

●西嶋議長

町長。

●嘉戸町長

ただ今の原議員、公平で安全な町道等の整備計画についてのご質問にお答えいたします。1点目の本町の町道等の整備計画につきましては、現在本町には、町道、農道、林道の道路整備のみを計画したものはございません。辺地総合計画や過疎地域自立促進計画期間中に行う改良予定の道路網の整備として、連合自治会等から要望、陳情なった路線や、地域と地域を結ぶ路線、緊急車両や除雪車の通行に支障のある路線などを挙げ、その中で優先度の高いものから整備を進めております。道路整備計画につきましては、辺地総合計画や過疎地域自立促進計画をベースとしまして、早急に計画してまいりたいと思っております。急峻な地形の多い美郷町の道路整備には多額の費用と時間がかかります。また、自主財源の乏しい本町としましては、町道、農道、林道それぞれの補助事業、また道整備交付金事業など、町道と農道、林道などの組み合わせを考慮した事業にも取り組み、今後も道路整備を推進し、安全安心に努めてまいりたいと思っております。2点目の優先順位づけの基準のご質問でございますが、優先順位といたしましては、まず通学路やバス路線、それと地域と地域を結ぶ路線などの幹線道路整備がまずは重要と考え、優先して改良をしております。また、平成29年度から大型化する緊急車両、除雪車の通行に支障のある路線について、待避所やカーブの改良、側溝整備などにより、整備コストを抑え、早期に効果を得るために、生活関連道路整備事業に取り組んでおります。これは各地域からの要望の強い生活道をスピード感を持って整備するために始めた事業でございます。部分改良を行うことで、少しでも地域の要望に応えるものであり、補助事業や起債事業を使い、道路整備を進めております。今年度の整備路線で申し上げますと、通学路、バス路線が3路線、幹線道路の一級路線が2路線、2級路線が4路線、生活関連が1路線、内水対策としまして1路線となっております。

●西嶋議長

原議員。

●西嶋議長

ありがとうございます。

●原議員

先ほど1点目といたしましてですね、町道の道路整備のこの計画は改めてないということでした。辺地、過疎、陳情そういったもので配慮されてですね、計画によって事業推進をされているということですのでございますけれども、連合自治会からの要望、陳情、それから地域と地域を結ぶ路線、それから緊急車両等の通行に支障にある路線、こういったことでしたけれども、本年度計画されているのは、先ほど1級路線が2路線、2級路線が4路線、生活関連が1路線、内水対策として1路線ということでしたけれども、これを選ばれました。やっとなります。これをやられるに当たってのですね、優先順位というものは、どのような形で決められたんでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

今年の道路整備計画のものでございますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、まず通学路やバス路線、それから地域と地域を結ぶ路線というような観点から、優先して改良を行っております。それと生活関連としまして1路線あるわけですし、緊急対策ということで内水の被害にあった路線を1カ所ということで、今年の計画は進めております。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

ということですのでございますけれども、私、今回こうやって一般質問させていただいたのはですね、色々町道を含めて色々な生活関連道ありますけれども、そういった道路の中でまだまだですね、緊急自動車もですね、入っていかない路線があるということです。そういったところのお住まいの皆さん方、住民の皆さん方というのはですね、どれだけ不安なですね、毎日を過ごしておられるかということで、安全安心、そういったところを主にしてですね、質問をさせていただいたところでございます。だんだん美郷町も、ちょっと話があるように高齢化が進んできておりまして、そういった中で特にですね、そういった問題が重要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味で、先ほど優先順位等を色々なお考え方もお聞きをしましたけれども、緊急車両の通行に支障という部分がですね、私は最も重要な優先順位であろうかというふうに思っております。ちなみにですね、平成29年度から生活関連道路整備事業というものをやっておられましてですね、予算がどれほど取ってあるか、ちょっと今予算書見れば分かるんですけども、大変今頭の中に入っていないんですが、来年度、今年度は先ほどお聞きしたような形で推進されておりますが、来年度は、どのような計画、もしあればお聞きをしたいと思います。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

来年度の整備計画ということでございます。まず継続路線がございます。こちらの方をまず優先をして計画をいたしまして、今年完了する予定のものが、3路線ございます。そうしますと来年につきましては過疎計画等に乗せております路線の中から1、2路線追加をして計画をしていくという格好になろうかと思っております。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

今、ご答弁いただいたわけでございますけれども、その中でですね、私が先ほどから申し上げておりますように、緊急車両の通行に支障がある路線、これがどういった路線があって、路線名が分かれば教えていただきたいと思っております。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

過疎計画の方に入っております路線のうち、緊急車両の通行が困難と認識しております路線名につきましては、滝原下線、それから久保線、連水線、花の谷線、三反谷線等がございます。そのうち今、連水線につきまして改良が終わっております、現在、久保線と花の谷線を改良中でございます。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

ということになれば、今、そういった支障があると判断をされている路線の中で、まだ計画に入っていないというのを、過疎計画には入ってますけれども、実施予定でないのがですね、滝原下線と三反谷線ということでよろしいのでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

議員さん言われるとおり、滝原下線、三反田線の2路線がまだ未着手となっております。

●藤原議員

原議員。

●原議員

先ほど来年度の予定も聞いてですね、お聞きしたわけでございますけれども、色々と路線名を上げられる中で、後1、2路線ということもございました。ぜひですね、この1、2路線の枠の中にですね、取り残されておる形になっている滝原下線であるとか、三反谷線をです

ね、入れていただいて、早急にそこに住んでおられる住民の皆さん方が安心して暮らせるような方向でお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

こちらの方ももちろん、地域住民の理解協力も必要でございます。そういったこともありまして、総合的に今後内部で協議を行いまして、優先度の高い路線から整備をしていくという形になろうかと思っております。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

課長言われるように、地域との色んな調整もあろうと思っておりますので、そういったのを積極的にですね、働きかけていただいて、実施に向けてお願いをしたいというふうに思います。また、その他にですね、過疎計画に30路線町道何かも載っておりますけども、まだ載っていない路線としてですね、私が少し気になるのがですね、槇谷線、それから先日もちょっと上がらせてもらったんですけども、高山ですね。これが冬期ですね、積雪時、これについて大変苦慮されているということをお伺いしております。そういった積雪のためにですね、孤立するようなこともあってもいけないと思いますし、高山の方ですね、今衛星電話の方も配備されとるということもお聞きしましたけども、実際この間、テストで使おうと思った時にですね、その衛星電話が使えなかったというようなこともありますんで、積雪で通行ができないということになれば、本当に孤立してしまうところがございますので、そういったことも配慮いただいてですね、ぜひともこれも中期長期の計画の中に入れていただいて、対応をしていただきたいというふうに思っております。私の認識不足でですね、まだまだたくさんそういった路線があらうかと思えます。そういったものをですね、本当に洗い出していただいて、先ほど言いましたように中期長期的にですね、実施していただいて、住民の皆さん方が安心安全、そして経済効果にもつながるような道路の網整備、こういったものを考えていただきたいなというふうにお願いをするところでもあります。それとですね、そういった計画がですね、まだ住民の皆さん方には全然分かっていなくてですね、希望はすごくあると思うんですね。けども、その希望を言ってもなかなかやってもらえないというのがですね、ずっとこれまで来ておまして、あんまりあきらめのムードになっていただければ、本当に困ると思うんですね。行政の立場にしても。ですから、そういったあきらめの気持ちになられないように、そういった計画もですね、住民の皆さん方に周知したりとかですね、今年はこの理由で、優先順位でやりましたよとかですね、優先順位の決め方とかですね、そういったものも情報として住民の皆さん方に周知をしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●嘉戸町長

色々ご意見ありがとうございます。まずは先ほどおっしゃられました具体的な路線でございますけども、こちらにつきましては、おっしゃられるように高齢化が進む中で、万が一に緊急車両がなかなか通れないというのは、緊急度が高いものというふうに認識しておりますので、これは候補の1つとしては考慮させていただこうと思います。それと計画に載っていない路線の中で、積雪時に通行止めになって孤立してしまうと、あるいは出水時も同じことだと思っておりますけども、こういう孤立してしまうかもしれないというふうな路線もおっしゃるように重要度としては高いとは認識しておりますので、こちらも貴重なご意見として賜りたいと思います。それと計画が十分住民の方にフィードバックされてないという点につきましては、これも真摯に受けとめましてですね、できる限り透明性というかですね、ある程度納得の高いような形でのフィードバックを行っていきたいと思います。ただし全体として、どうしても予算が限られておるものですから、すべての要望すべて速やかにということは十分は行き届かないと思うんですけども、極力、今ご指摘いただいたような点を踏まえまして、やっていきたいと思っております。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

期待の持てるご答弁いただいて感謝をいたします。そういったお言葉を聞くとですね、住民の皆さん方も安心されると思うんです。住民の皆さん方は、町道、生活道ですね、こういったものを自分らの自治会でですね、草刈りもしていただいております。本当に、高山にこの間上がった時に、乙原のところからですね、上までずっと刈るんだというような話をお聞きまして、燃料代も出んような状況の中でですね、そういった管理に協力をしていただいとるということもございますので、ぜひとも、住民の皆さんが納得できるような道路の整備計画というものも示させていただきたいなというふうに思います。時間は早いですがけれども、大変いい回答いただきましたので、私はこれで今日終わらせていただきます。ありがとうございました。

●西嶋議長

原議員の質問が終わりました。

日程第3、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

初めに総務委員長。

8番、山本議員。

●山本議員

読み上げて報告にいたします。令和元年6月12日美郷町議会議長 西嶋 二郎 様。総務

委員会委員長 山本 幹雄。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第42号、令和元年度美郷町一般会計補正予算第1号、議案第48号、財産の取得について、以上であります。

●西嶋議長

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

総務委員長ご苦勞様でした。

続きまして教育民生委員長。

●西嶋議長

5番、福島議員。

●福島議員

読み上げて報告いたします。令和元年6月12日美郷町議会議長 西嶋 二郎。教育民生委員会委員長 福島 教次郎。委員会審査報告書。本議員会で付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第45号、令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号、議案第46号令和元年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号、議案第47号、令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、以上でございます。

●西嶋議長

教育民生委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

教育民生委員長ご苦勞様でした。

続きまして産業建設委員長。

●西嶋議長

9番、産業建設委員長。

●安田議員

読み上げて、報告に代えさせていただきます。令和元年6月12日。美郷町議会議長 西嶋 二郎 様。産業建設委員会委員長 安田 勝司。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、

美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第41号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第43号令和元年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号、議案第44号、令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号。なお、議案第41号につきましては、委員の1人の反対がありましたが、賛成多数により、当委員会では、原案に対し可としたことを申し添えます。以上です。

●西嶋議長

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長ご苦勞さまでした。

日程第4、議案の討論表決を議題といたします。

議案第41号から議案第48号までの議案8件について一括して討論に入ります。

討論のある方は議案番号を示してからお願いします。

討論はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論なしと認めます。

続きまして、採決に入ります。議案第41号から議案第48号までの8件について順次採決を行います。これらの議案について、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会からはいずれも可決とすべきとの委員長報告がありました。

お諮りします。

はじめに、議案第41号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●西嶋議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和元年度美郷町一般会計補正予算(第1号)について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和元年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和元年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、財産の取得について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布しておりますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されております。これらの申し出のとおり、それぞれの委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認めます。

よってそれぞれの委員会に付託することに決定いたしました。
本定例会へ付議されました案件はすべて議了いたしました。
これをもちまして令和元年度美郷町議会第2回定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉 会 午 前 1 1 時 1 5 分)